

現場説明書

1. 工事名称 筑波大学南西地区環境整備(植栽)工事  
 2. 工事位置 茨城県つくば市筑波(南西地区)  
 3. しゅん工図 昭和62年 3月31日

4. 工事用図書  
 (1) 工事用地: 図面は別図のとおりとし、使用方式については監督職員の承認を得ること。  
 (2) 事故防止: 構内外の事故防止等K10を遵守すること。  
 5. 仮設物の設置等  
 (1) 仮設物等: 仮設物等を設置しようとするときは、「仮設物設置許可書」を監督職員に提出して承認を求めること。  
 (2) 仮設物の除去又は解体: 仮設物の除去又は解体しようとするときは、別図及び監督職員の指示Kより行うこと。  
 (3) 既設の井戸: 既設の井戸を設けるときは、別図の位置K、図示の構造Kによること。

(4) 監督職員事務所: 設ける( ) 号)。○設けない。

号	1	2	3	4	5	6
面積 (㎡)	10㎡	20㎡	33㎡	43㎡	100㎡	

- (5) 仮設物等の撤去: 出せる。○出さない。  
 (6) 仮設物の維持管理: 仮設物は施工、監督及び検査に便利かつ安全であるように材料、構造、その他関係設備K等備して設置し、常に維持管理Kを遵守すること。  
 (7) その他

1. 工事用電力

- (1) 工事用給水、排水、電気、電話等は、図面等において手配するよう規定し、その費用及び使用料は請負者の負担とする。  
 (2) 工事用電力: 電力会社と協議の上引込む。  
 (3) 工事用電話: 構外より引込む。  
 (4) 下水道管: 構外より引込む。 構内より分岐する。 大きく併する。  
 (5) 水: 排水は監督職員の指示Kによること。  
 (6) その他

2. 工事写真等

- (1) 工事写真等: 工事写真等は、文書等が定められた写真撮影要領Kより撮影し、次掲のものを出荷するものとする。

区	号	写真枚数	撮影機	フィルム
敷地	1	50枚以上	35mm	135
工事	2	50枚以上	35mm	135
しゅん工	3	50枚以上	35mm	135
その他	4	50枚以上	35mm	135

※しゅん工写真(3)の1)の5/6はカラーとし、工事従、工事後、撮影機を記入し、撮影日時を明記した記録簿、写真簿(8枚綴)を添付すること。

- (2) その他

3. 請負代金の支払: 請負代金は 筑波大学監理課 より、 / 月 K支払うものとする。  
 請負代金の納付: 公共工事の請負代金保証保証会社と保証契約を締結し、保証証を添えて工事請負代金の「10分の」以内の請負代金を請求することが出来る。

4. 工事完成後: この工事の請負者は、最終工事K終了後、最終検査の請負参加資格と同等資格、同等以上の請負参加資格を有する者を、工事完成後請負人とする。

1. 工事現場の維持: この工事の請負者は、すみやかに工事の目的物及び工事材料Kについて、維持管理を継続すること。

2. 監督職員の権限: 文書等が定める工事請負契約書K第2項K号から第5号Kを示す範囲とする。  
 3. 現場代理人の補綴等: 現場K定章すること。 必要とする。 必要としない。  
 4. 専任監理技師等: 現場K定章すること。 必要とする。 必要としない。

2. 工事請負契約書の運用Kについて  
 (1) 条項Kの規定Kによる工事契約内訳明細書: 提出する。○提出しない。  
 工 務 費: 提出する。○提出しない。  
 (2) 条項Kの規定Kによる工事契約内訳明細書: 提出する。○提出しない。  
 (3) 条項Kの規定Kによる工事契約内訳明細書: 提出する。○提出しない。

- (4) 条項Kの規定Kによる工事契約内訳明細書: 提出する。○提出しない。  
 (5) 条項Kの規定Kによる工事契約内訳明細書: 提出する。○提出しない。  
 (6) 条項Kの規定Kによる工事契約内訳明細書: 提出する。○提出しない。  
 (7) 条項Kの規定Kによる工事契約内訳明細書: 提出する。○提出しない。

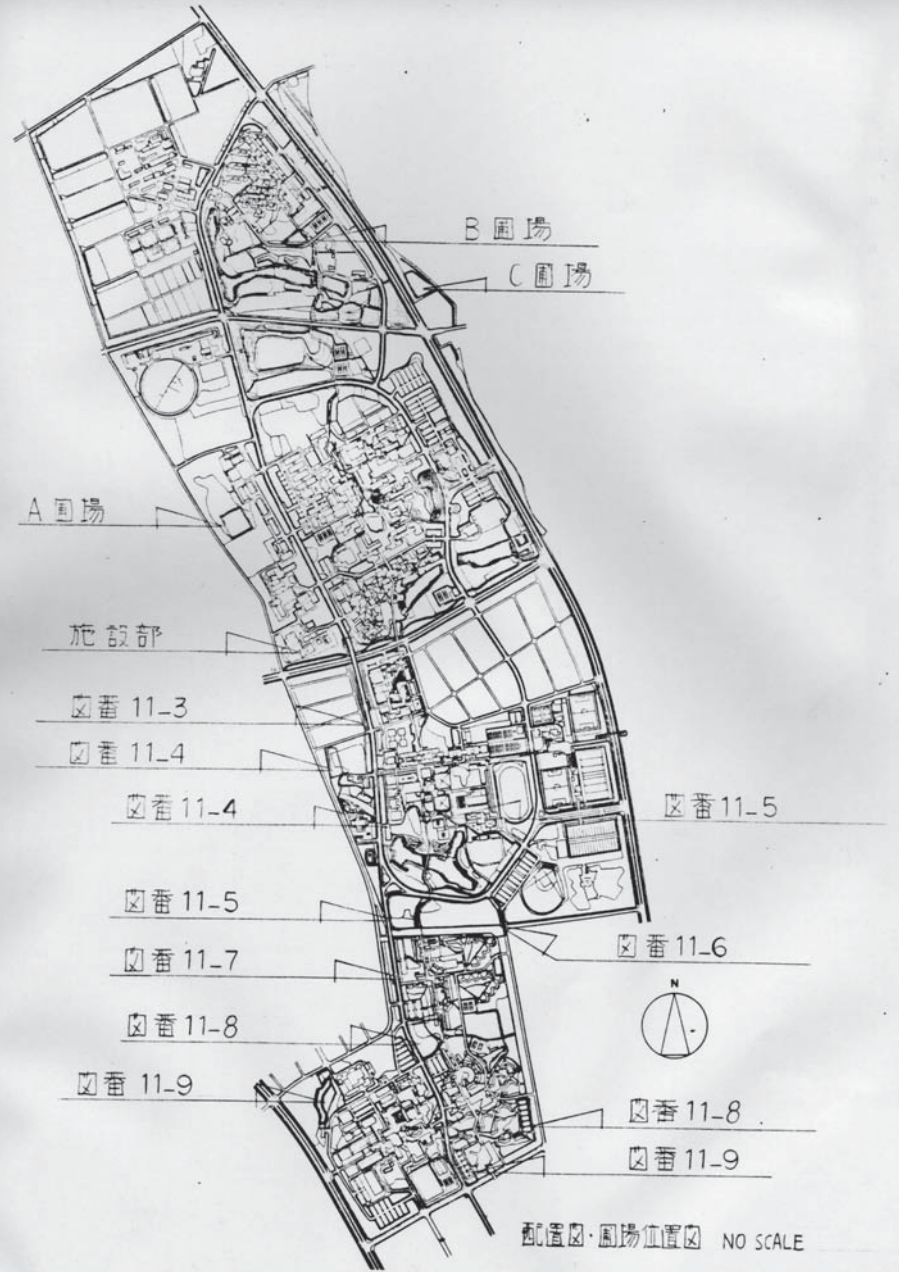
3. 下請契約の締結について  
 請負者は、下請負人を使用する場合は、「建設工事請負下請契約約款」Kを準拠した適切な下請契約を締結すること。  
 4. 下請代金の適正化Kについて  
 請負者は、「元請・下請関係合理化促進法(昭和33年/月30日建設省計画審判第3/7号)」を遵守すること。また、下請代金の支払については、発注者から受取った請負代金の下請代金割当率Kを均等に、下請代金における割合比率の改善、手形期間の短縮等その適正化について特別の配慮をすること。

5. 公共事業特別調査への協力Kについて  
 6月及び10月K実施される公共事業特別調査への協力を依頼することがあるので賛同を要し、提出すること。  
 また、労働基準法第107条Kによる賛同の誓約書Kを添付しては、労働基準委員会「建設現場の資金管理の等引」及び「正しい資金管理のつくり方」Kによつて整備する。

6. その他  
 (1) 請負者は構内の通路、側路、地下施設等Kを通行し、かつ通行し、すみやかに監督職員と協議の上手配Kを要するものとする。  
 (2) しゅん工現場Kに、しゅん工の目的物K(すきかき機)を付けて全体の維持管理Kを要するものとする。

5. 保証金等  
 提出: 書類より提出 年 月 日 時までK 提出する。  
 届 出: 書類 年 月 日 時  
 場 所: 〃

また、買取の有無Kがかわらず、買取費を提出し、買取日Kは必ず出資すること



しゅん工図

工 事 名 筑波大学 南西地区環境整備(植栽)工事  
 SCALE NO DATE 昭和61年 月 日 NO 11-1  
 APPROVED 図面名称 現場説明書、配置図、圃場位置図 PLAN  
 社